

## むつ市公共交通再編検討業務委託仕様書

本仕様書は、むつ市（以下「発注者」という。）が実施するむつ市公共交通再編検討業務（以下「本業務」という。）に関して必要な事項を定めるとともに、受注者が履行しなければならない事項を定めるものである。

### 1 業務名

むつ市公共交通再編検討業務委託

### 2 業務の目的

本市の公共交通を取り巻く環境は、市内バス及びタクシー事業者の運転手不足や高齢化等の影響により、路線バスの減便や廃止、タクシー運行車両の不足等といった形で顕在化し、年々、厳しさを増している状況である。

また、令和7年度からは全ての中学校の部活動が地域に移行し、令和9年度からは大湊高等学校とむつ工業高等学校の統合校の開校が予定されているなど、今後、本市における交通事情は大幅に変化していくことが想定される。

本業務は、本市における公共交通を取り巻く現況や課題を整理し、効果的かつ効率的な公共交通体系への見直しを図るとともに、持続性の高い公共交通ネットワークの構築にむけて、市内公共交通の再編に向けた検討を行い、次年度以降における適正な公共交通の再編を実施していくための「むつ市公共交通再編計画」の策定に係る業務を円滑に遂行することを目的とする。

### 3 業務委託期間

契約締結日から令和8年3月31日までとする。

### 4 業務の対象地域

むつ市内全域

### 5 業務内容

#### (1) 公共交通の利用実態の整理

市内における路線バス、タクシー、鉄道等の公共交通機関の運行状況や利用

状況等のデータを整理する。また、人口動態、地理的特性や施設の立地状況についても整理する。

なお、利用実態の整理において必要なデータについては、既存資料及び独自に入手した資料等を想定しているが、不足している情報等があれば、整理に必要なアンケート調査等の調査項目を整理し、発注者と受注者で協議の上、アンケート調査等を実施する。

## (2) 公共交通の課題の整理

市内における公共交通を取り巻く環境の変化や今後解決すべき公共交通の課題を整理する。

なお、課題の整理において必要なデータについては、既存資料及び独自に入手した資料等を想定しているが、不足している情報等があれば、整理に必要なアンケート調査等の調査項目を整理し、発注者と受注者で協議の上、アンケート調査等を実施する。

## (3) 公共交通再編に係る関係者協議の開催支援

公共交通再編に係る関係者との協議に参加し、資料の作成や運営支援を行う。

なお、各協議においては、原則、対面で参加することとし、関係者の手配やスケジュール調整等については、発注者と受注者の協議の上、決定する。

- ① 交通事業者との協議 2 回程度
- ② むつ市関係課との協議 2 回程度
- ③ ①と②の合同協議 2 回程度

## (4) 公共交通再編に係るセミナー等の開催

市民に対して公共交通再編の必要性や維持確保のための意識醸成を図るため、セミナー・ワークショップ・フォーラム等の形式で1回以上開催するものとする。

開催方法や内容については、提案事項とするが、講演を実施する場合における講師への謝礼等については業務委託費に含むものとする。

なお、開催通知の事務、参加者の手配やスケジュール調整等については、発注者と受注者の協議の上、決定する。

## (5) むつ市公共交通再編計画（案）の作成

(1)から(4)の実施結果を踏まえ、次年度以降、市内における具体的な公共交通の再編を実施していくため、次年度及び中長期のむつ市公共交通再編計画（案）の作成を行う。

なお、むつ市公共交通再編計画（案）の作成においては、下北地域公共交通計画との整合性を図る。

## (6) 打合せ協議

本業務を円滑かつ効果的に遂行するため、発注者との打合せ協議を行うこととし、協議内容は都度受注者が記録し、相互確認の上、協議データを保管するものとする。

## 6 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。

なお、成果品の引き渡し後に受注者の過失等に起因する不良箇所等が発見された場合には、受注者の責任において直ちに補正しなければならない。

- (1) 業務報告書（A4版） 2部
- (2) むつ市公共交通再編計画（案）（A4版） 2部
- (3) (1)及び(2)を格納した電子記録媒体（CD-R） 1枚

※電子記録媒体については、PDF 及び加工可能なデータ形式（Word、Excel、PowerPoint）で作成する。

## 7 資料の貸与

受注者は、本業務に必要な資料を発注者より借り受けるものとするが、適正な管理に努めるとともに、業務完了後、速やかに返却するものとする。

## 8 検査

本業務の実施中、受注者は必要に応じて発注者の部分検査を受け、業務完了後は最終検査を受けるものとする。

なお、加除・訂正等の指示を受けた場合は、速やかにその指示に従うものとし、それに要する経費は受注者が負担するものとする。

## 9 その他

- (1) 受注者は、本業務の履行にあたり関連諸法令及び条例等を遵守しなければならない。
- (2) 受注者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (3) 本業務に伴う必要な経費は、仕様書に明記のないものであっても原則として受注者の負担とする。
- (4) 受注者は、本業務により得られた成果品及び資料、情報等は発注者に許可なく第三者に公表、漏洩してはならない。
- (5) 受注者は、本業務中に生じた事故に対する一切の責任を負うものとし、事故の状況等を速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。
- (6) 本業務により得られた資料、情報及び成果品等の所有権、著作権及び利用権は発注者に帰属する。ただし、本業務の実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受注者の責任と費用をもって処理する。
- (7) 本仕様書に定めのない事項や業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに発注者と受注者で協議の上、決定する。